

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人に関する情報の取扱いについての基本的事項を定め、東久留米市（以下「市」という。）の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用の中止を請求する権利を明らかにし、もって個人の権利利益の保護を図るとともに、市政の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、農業委員会及び議会をいう。

2 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報（特定の個人を識別することができるものをいう。）で、実施機関が管理する文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク等（以下「文書等」という。）に記録されたものをいう。

3 この条例において「特定個人情報」とは、個人情報のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

4 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

5 この条例において「事業者」とは、法人（国、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

6 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第2章 個人情報の収集及び届出

(収集の制限)

第4条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、収集してはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがある場合及び東久留米市個人情報保護審査会（第33条第1項を除き、以下「審査会」という。）の意見を聴いて、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができないと認めた場合は、この限りでない。
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 所在不明、精神上的障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集することができないとき。
 - (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。
 - (7) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合又は第10条第3項各号のいずれかに該当する利用若しくは提供により収集する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- 4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集してはならない。

(個人情報取扱事務の届出)

第5条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、東久留米市規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときは、変更する事項についても同様とする。

- (1) 個人情報を取り扱う事務の名称
- (2) 個人情報を取り扱う組織の名称
- (3) 個人情報を取り扱う事務の目的
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 個人情報の対象者の範囲
- (6) 前各号に掲げるもののほか、東久留米市規則で定める事項

2 前項の規定による届出は、実施機関の職員又は職員であった者に係る事務については、適用しない。

3 実施機関は、第1項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、東久留米市規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(公示及び閲覧)

第6条 実施機関は、前条第1項又は第3項の規定による届出に係る事項(以下「届出事項」という。)について、公示するものとする。

2 市長は、届出事項に係る目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

第3章 個人情報の管理

(適正管理)

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに消去し、又はこれを記録した公文書を廃棄しなければならない。ただし、歴史的資料として保有されるものについては、この限りでない。

(委託等に伴う措置)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に公の施設の管理を行わせようとするときは、個人情報の保護に関して必要な措置を講じなければならない。

（受託者等の責務）

第9条 実施機関から個人情報を取り扱う事務を受託したもの（受託したものから委託されたものを含む。以下同じ。）は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の受託事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 前2項の規定は、指定管理者について準用する。

第4章 個人情報の利用及び提供

（個人情報の利用及び提供の制限）

第10条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う事務の利用目的以外の目的のために個人情報の当該実施機関内における利用（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。

2 実施機関は、個人情報を当該実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用及び外部提供をすることができる。

（1）本人の同意があるとき。

（2）法令等に定めがあるとき。

（3）出版、報道等により公にされているとき。

（4）個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

（5）専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

（6）同一実施機関内で利用する場合又は他の実施機関に提供する場合で、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があると認められるとき。

（7）前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いて、必要と認めたとき。

4 実施機関は、前項の規定による目的外利用及び外部提供をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

(特定個人情報の利用の制限)

第10条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の利用目的以外の目的のために特定個人情報の当該実施機関内における利用をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。次項において同じ。）の利用をすることができる。

3 実施機関は、前項の規定により利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

(特定個人情報の提供の制限)

第10条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合に限り、当該実施機関以外のものへの特定個人情報の提供をすることができる。

2 実施機関は、特定個人情報の提供をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

(個人情報の外部提供の制限)

第11条 実施機関は、外部提供をする場合は、提供を受けるものに対し、個人情報（特定個人情報を除く。）の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(電子計算組織の結合の制限)

第12条 実施機関は、法令等に特別の定めがあるとき又は審査会の意見を聴いて、事務の執行上必要かつ適切と認めたとときを除き、個人情報を処理するため、通信回線による電子計算組織の結合を行ってはならない。

第5章 個人情報の開示、訂正及び利用の中止請求等

(個人情報の開示を請求できる者)

第13条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己の個人情報（第5条第2項に規定する事務に係るものを除く。以下同じ。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。第14条第2項、第16条第1項及び第17条第2号において同じ。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(個人情報の開示請求方法)

第14条 前条の規定に基づき開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示請求に対する決定)

第15条 実施機関は、開示請求があった日から14日以内に、開示請求者に対して、開示請求に係る個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）又は開示しない旨の決定（第20条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報が記録された公文書を保有していないときを含む。）をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の決定（以下「開示決定等」という。）をしたときは、開示請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を開示請求者に書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、第2項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

5 実施機関は、開示決定等をする場合において、当該決定に係る個人情報に当該実施機関以外の

ものとの間における協議、協力等により作成し、又は取得した個人情報があるときは、あらかじめ、これらのものの意見を聴くことができる。

6 実施機関は、開示請求に係る個人情報に開示請求者以外のものに関する情報が含まれている場合は、開示決定等に先立ち、当該開示請求者以外のものに対し、開示請求に係る個人情報が記録された公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

7 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた開示請求者以外のもの（市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。第30条から第32条までにおいて同じ。）が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書（第30条及び第31条において「反対意見書」という。）を提出したものに対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

（個人情報の開示の方法）

第16条 個人情報の開示は、実施機関が前条第2項の規定による通知書により指定する日時及び場所において行う。この場合において、開示請求者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

2 個人情報の開示は、個人情報が記録された公文書の当該個人情報に係る部分につき、文書、図画又は写真にあっては閲覧又は写しの交付により、フィルム（マイクロフィルムに限る。）、磁気テープ、磁気ディスク等にあつては印刷物として出力したものの閲覧又は交付による。

3 磁気テープ、磁気ディスク等にあつては、前項に定めるもののほか、情報化の進展状況等を勘案してその種別及び開示方法を速やかに定めるものとする。

4 実施機関は、開示請求に係る個人情報が記録された公文書を直接開示することにより、当該個人情報が記録された公文書の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるとき、その他合理的な理由があるときは、当該個人情報が記録された公文書の写しにより開示することができる。

（個人情報の開示義務）

第17条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の定めるところにより本人に開示することができないと認められる情報
- (2) 開示請求者（第13条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号、第4号及び第8号並びに次条第2項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 開示請求者以外の者の個人情報又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが特に必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員及び職員を除く。）並びに地方独立行政法人（同法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

ウ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他市民の生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

- (5) 開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他公共の安

全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(6) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 評価、診断、判断、選考、指導、相談等に係る事務に関し、当該事務若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(8) 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のものが、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報であつて、通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められるものを除く。

(個人情報の一部開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。

2 開示請求に係る個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の

開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報(第17条第1号に該当する情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(個人情報の存否に関する情報)

第20条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(個人情報の訂正を請求できる者)

第21条 何人も、第15条第1項の規定による開示の決定を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

2 第13条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(個人情報の訂正請求方法)

第22条 前条の規定に基づき訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(個人情報の訂正請求に対する決定)

第23条 実施機関は、訂正請求があった日から30日以内に、必要な調査を行い、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対して、訂正請求に係る個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定をしなければならない。ただし、前条第3項において準用する第14条第3項の規定に

より補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項の規定による訂正する旨の決定をしたときは、当該訂正請求に係る個人情報を訂正した上、訂正請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、書面によりその旨を通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定による訂正しない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。
- 5 実施機関は、第1項の規定による訂正しない旨の決定をする場合は、前項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。
- 6 第15条第3項及び第5項の規定は、訂正請求に対する決定について準用する。

（個人情報の利用の中止を請求できる者）

第24条 何人も、実施機関が第10条第1項から第3項までの規定によらないで、自己の個人情報（特定個人情報を除く。）の目的外利用等をしていると認めるときは、当該実施機関に対し、その中止の請求（以下「中止請求」という。）をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって中止請求をすることができる。

（特定個人情報の利用等の中止を請求できる者）

第24条の2 何人も、自己の特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）

が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、それぞれ当該各号に定める措置（以下「利用等の中止請求」という。）を請求することができる。

- (1) 第10条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の中止
- (2) 第10条の3の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の中止

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって利用等の中止請求をすることができる。

（個人情報の利用の中止請求等の方法）

第25条 第24条の規定による中止請求及び前条の規定による利用等の中止請求(以下「中止請求等」という。)をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した中止請求書を提出しなければならない。

- (1) 中止請求等をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 中止請求等をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 中止を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、中止請求等について準用する。

(個人情報の利用の中止請求等による一時停止)

第26条 実施機関は、前条の規定による中止請求等があったときは、次条第1項の規定による決定をするまでの間、当該個人情報の利用又は提供を一時停止しなければならない。ただし、一時停止によって実施機関の正当な職務執行に著しい支障を生ずるときは、この限りでない。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により一時停止しなかったときは、審査会に対し、その事実を速やかに報告しなければならない。

(個人情報の利用の中止請求等に対する決定)

第27条 実施機関は、中止請求等があった日から30日以内に、必要な調査を行い、中止請求等をした者(以下「中止請求者」という。)に対して、中止請求等に係る個人情報の利用を中止する旨又は中止しない旨の決定をしなければならない。ただし、第25条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定による中止する旨の決定をしたときは、当該中止請求等に係る個人情報を中止した上、中止請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による中止しない旨の決定をしたときは、中止請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定による中止しない旨の決定をする場合は、前項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。

5 第15条第3項及び第5項の規定は、中止請求等に対する決定について準用する。

(手数料)

第28条 第16条の規定により個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、別表に定めるところにより手数料を徴収する。

- 2 実施機関が個人情報の開示をするため、第15条第2項に規定する書面により開示をする日時及び場所を指定したにもかかわらず、開示請求者が当該開示に応じない場合において、実施機関が再度、当初指定した日から14日以上を置いた開示をする日時及び場所を指定し、当該開示に応ずるよう催告しても、開示請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、開示したものとみなす。この場合において、開示請求者が個人情報の開示を写しの交付の方法により行うことを求めていたときには、別表に定める手数料を徴収する。
- 3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 4 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

第6章 救済の手続

(苦情の処理)

第29条 何人も、自己の個人情報の処理について苦情があるときは、当該実施機関に対してその苦情を申し出ることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定による苦情の申出があるときは、速やかに、その内容を調査し、当該申出に正当な理由があると認めるときは、是正その他必要な措置を講じなければならない。この場合においては、実施機関は、当該苦情を申し出た者に対し、当該調査結果（当該措置を講じたときは、その旨）を通知しなければならない。

(審査請求があった場合の手続)

第30条 開示請求、訂正請求若しくは中止請求に対する決定又は開示請求、訂正請求若しくは中止請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に係る実施機関は、次に掲げる場合を除き、審査会に諮問して、当該審査請求についての裁決を行うものとする。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第32条において同じ。））、第23条第1項の訂正しない旨の決定又は第27条第1項の中止しない旨の決定を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示する場合（当該開示決定等について開示請求者以外のものから反対意見書が提出されているときを除く。）、訂正する場合又は中止する場合

- 2 前項の実施機関は、審査会に対し、速やかに諮問をするよう努めなければならない。
- 3 第1項に規定する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(諮問をした旨の通知)

第31条 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した開示請求者以外のもの（当該開示請求者以外のものが審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(開示請求者以外のものからの審査請求を棄却する場合等における手続)

第32条 第15条第7項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する開示請求者以外のものからの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決
(開示請求者以外のものである参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(個人情報保護審査会)

第33条 第30条に規定する諮問に応じて審査を行う機関として、東久留米市個人情報保護審査会を置く。

- 2 審査会は、前項の規定による審査をするほか、この条例によりその権限に属するとされた事項及び制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問を受けて審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。
- 3 審査会は、前2項に規定する事項のほか、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する事項について、実施機関の諮問を受けて審議することができる。
- 4 審査会は、市長が任命する委員5人をもって組織する。
- 5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

第34条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等に係る個人情報が記録された公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示決定等に係る個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第35条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

- 2 審査会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出された場合、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

（提出資料の写しの送付等）

第36条 審査会は、第34条第3項及び第4項並びに前条第1項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

（審議手続の非公開）

第37条 審査会の行う審議の手続は、公開しない。ただし、第33条第2項の規定による審議の手続

については、この限りでない。

(規則への委任)

第38条 第33条から前条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、東久留米市規則で定める。

第7章 事業者の責務等

(事業者の責務)

第39条 事業者は、個人に関する情報の保護の重要性にかんがみ、事業の実施に当たっては、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(市が出資等を行う法人の責務)

第40条 市が出資その他財政支出等を行う法人であって、実施機関が定めるもの及び指定管理者は、この条例の規定に基づく東久留米市の施策に留意しつつ、個人に関する情報の適切な取扱いを確保するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(個人に関する情報の保護の普及促進)

第41条 市長は、事業者において個人に関する情報の保護が図られるよう、意識啓発その他必要な施策の普及促進に努めなければならない。

第8章 補則

(他の制度との調整等)

第42条 法令等（番号法附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システムに係るものを除く。）に個人情報の閲覧、縦覧、訂正、削除又は目的外利用等の中止に関し規定されている場合には、その定めるところによる。ただし、個人情報に係る本人からの開示請求については、この条例によるものとし、情報公開条例は、適用しない。

2 この条例は、統計法（平成19年法律第53号）に規定する基幹統計調査等に係る個人情報及び東京都統計調査条例（昭和32年東京都条例第15号）に規定する都統計調査に係る個人情報については、適用しない。

3 この条例は、図書館等において閲覧に供され、又は貸し出される図書、資料、刊行物等（以下「図書等」という。）に記録されている個人に関する情報と同一の個人情報（同一図書等に記録されている状態又はこれと同様の状態にあるものに限る。）については、適用しない。

(国及び独立行政法人等並びに地方公共団体との協力)

第43条 市長は個人に関する情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人に対して、協力を求めるものとする。

(運用状況の公表)

第44条 市長は、毎年1回各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第9章 罰則

(罰則)

第46条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第9条第2項の受託事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が管理する公の施設の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報を含む情報の集合体であって、一定の事務の目的を達成するために、特定の個人情報を電子計算組織を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第47条 前条に規定する者が、その事務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第48条 実施機関の職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第49条 第46条に規定する者が、正当な理由がないのに、その職務上又は業務上知り得た個人の秘密を漏らしたときは、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第50条 第33条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第51条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関して、第46条、第47条又は第49条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第52条 偽りその他不正の手段により、個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東久留米市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第14条第1項の規定により現にされている開示請求又は第21条の規定により現にされている訂正請求は、この条例による改正後の東久留米市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第14条第1項の規定による開示請求又は新条例第22条第1項の規定による訂正請求とみなす。

3 この条例の施行の際、現にされている旧条例第25条第1項に規定する不服申立ては、新条例第30条に規定する不服申立てとみなす。

4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定により行った処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によって行ったものとみなす。

（東久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正）

5 東久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年東久留米市条例第15号）の一部を次のとおり改正する。

第8条中「平成13年東久留米市条例第7号」を「平成17年東久留米市条例第2号」に改める。

別表（第28条関係）

公文書の種類		開示手数料の金額	徴収時期
文書、図画及び写真		写し（単色刷り）1枚につき 10円	写しの交付のとき。
		写し（多色刷り）1枚につき 100円	写しの交付のとき。
マイクロフィルム		印刷物として出力したもの1枚につき 10円	写しの交付のとき。
磁気テープ、磁気ディスク等（ビデオテープ及び録音テープを除く。以下同じ。）	フロッピーディスク	印刷物として出力したもの1枚につき 10円	写しの交付のとき。
	その他	印刷物として出力したもの1枚につき 10円	写しの交付のとき。

備考

- 1 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。
- 2 公文書の写し（マイクロフィルム及び磁気テープ、磁気ディスク等の場合においては印刷物として出力したもの）を交付する場合は、原則として日本産業規格A列3番までの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。